

# 任意継続被保険者 2009年度保健事業一覧 各種健康診断/保健指導等の事業

## ご注意

- 健診等の補助金は年度内(在職中含む)に実施したものについて1回支給します。
- 資格要件を確認した上で、受診(実施)してください。
- 保険証使用による検査費用には補助金を支給いたしません。
- 補助上限額を超える部分は自己負担となります。

## 〈お問合せ先〉

〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町3-20  
第2龍名館ビル4F  
全国労働金庫健康保険組合 保健指導部  
Tel 03-5217-1018 Fax03-5217-3115

種別		対象者 (年齢は年度内に達する年齢)	補助上限額 (以内の実費補助・税込み)	内容	補助金等の請求方法	備考
1 被保険者各種補助金	生活習慣病健診	Aポイント (35歳)	35歳に達する被保険者 1974年(s49)4月1日～1975年(s50)3月31日生	A・B 22,000円	一般健診 各種がん検診など  年度1回	<p>①任意の健診医療機関で、年代に見合った健診コースを受診し、費用を支払う。</p> <p>(健診やドックの料金は医療機関によりかなり異なるので、必ず事前にお確かめください。)</p> <p>②労金健保に補助金請求</p> <p>具体的には下記の書類を労金健保に送付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断等実施報告並びに補助金請求書</li> <li>・領収書(原本)</li> </ul> <p>注意1 ポイント・ミドル・パワーエイジ健診では結果表(コピー可)が必要です。</p> <p>注意2 婦人がん検診、歯科検診、諸スポーツ補助は結果表は原則として不要です。</p> <p>注意3 領収書の適用欄には以下の例のように費用内容の記載が必要です。</p> <p>領収書摘要欄の記載例 「婦人がん検診費用」 「歯科検診代」 「〇〇スポーツクラブ入会金」</p>
		Bミドルエイジ (40歳代)	40～49歳に達する被保険者 1960年(s35)4月1日～(s45)1970年3月31日生			
		Cパワーエイジ (50歳以上)	50歳に達する人を含めた50歳以上の被保険者 1960年(s35)3月31日以前生	C 30,000円		
	2	婦人がん検診	A (35歳と40歳以上)	35歳に達する人、及び40歳以上に達する女性被保険者 35歳:1974年(s49)4月1日～1975年3月31日生および1969年3月31日以前生 40歳以上:1970年(s45)3月31日以前生	子宮がん検診、乳がん検診費用合計 A 10,000円 B 6,000円	
		B (36～39歳)	36～39歳に達する女性被保険者 1970年(s45)4月1日～1974年(s49)3月31日生			
3	歯科検診	被保険者	3,000円	歯科検診・指導 年度1回		
4	諸スポーツ補助	被保険者	2,000円	スポーツ施設利用料・用具レンタル料の補助 年度1回	宿泊を伴うもの、保養目的のものは、併せてスポーツを実施していても対象になりません。	

★ご家族の皆様には別途、詳細な案内文書を送付いたします。(5月)

種別		対象	補助上限額 (以内の実費補助・税込み)	内容	補助金等の請求方法		備考
2 ご家族の健診補助等	①	ホームネット 提携ドック	32,000円まで受診者の 窓口負担なし (超える部分は受診者自己 負担)	提携健診機関の定める 人間ドック項目	請求不要 (予約・精算代行機関方式※1) 代行機関方式 提携健診医療機関のみで受診可能		※1「予約・精算代行方式」とは、全国ネット で健診機関と提携している代行機関(ホーム ネット)と労金健保が契約し、受診者が補助 金部分を立替えずに済むようにした方式 です。  ※2受診者がいったん全額負担し、補助金 を労金健保に請求する方式です。  ※3 集合契約という方法で、受診者・利用 者が費用負担をしないで済む仕組みです。  ※4 2009年度は、実施可能な健診・保健 指導機関の有無などの条件によって実施 できない場合があります。
	②	ファミリー健診	成人被扶養者 (20歳以上。学生は除く)	32,000円	任意の医療機関で年代 等に見合った健診コース を受診	償還払い方式※2 任意の健診医療機関で受診し費用を払う。 労金健保に補助金請求する。 具体的には、以下の書類を健保に送る。 ・健康診断等実施報告並びに補助金請求書 ・領収書 (原本) ・結果表(写でも可)	
	③	受診券コース	特定健診対象者で受診券 が必要な人 (交付には申請が必要です。)	受診者の窓口負担な し	特定健康診査項目のみ 他の検査項目は対象外  実施は集合契約※3健 診機関に限られていま す。	受診者が費用負担しないで済む仕組みになっ ています。  がん検診等の補助金は出ません	
	特定保健指導※4		労金健保で保健指導の対 象者を選びます。 (対象になった人には通知しま す。)	利用者の窓口負担な し	A動機付け支援  B積極的支援	利用券方式※4	

各種健康支援・情報提供事業等 概要一覧

保健事業は「労金けんぽ」にてもご案内しています。

機関紙「労金けんぽ」	被保険者に隔月配付	健康相談	※ヘルシーダイヤルと心の相談の電話番号等は保険証の裏にも書いてあります。	
ホームページ「ロッキーの森」	健康情報・健康保険制度・給付の解説、被扶養者資格自己点検チャート、用紙ダウンロード、投稿、メール相談受付等		ヘルシーダイヤル	健康・医療・介護・福祉等の電話健康相談。無料・無休・24時間受付 ☎0120-03-1199
健康キャンペーン月間	毎回テーマを掲げて、健康増進に役立つ情報提供や参加型の取組みなどを実施		心の相談	心の悩みに、カウンセラーが対応。電話相談無料・面接相談初回無料、2回目以降1回2,000円 ☎0120-73-6060 平日9:00～21:00、土10:00～18:00、日祭日休
健康教育用ビデオの貸出	健康教育に役立つビデオを被保険者に貸出		笑顔ヘルスアンサー	録音テープ医学情報、電話代有料 050-5533-8899
情報提供支援 保健指導冊子リーフ等	「情報提供支援」は特定健康診査対象者に配付 その他必要に応じて保健指導冊子等を配付		医療費・保険給付金のお知らせ	一年間の医療費と給付金を通知
出産育児書	「パパ・ママのための育児Q&A1500」 第一子が生まれる被保険者・被扶養者	その他	この他にもさまざまな保健事業を実施しています。	